

日本セキュリティ・マネジメント学会 論文賞運営細則

JSSM-3-732 2003.06.07 制定 2005.05.12 改定

2007.11.30 改定

2012.06.01 改定

1. 審査対象論文

学会誌に投稿された「研究論文」のうち、査読を経て掲載された論文の中から日本セキュリティ・マネジメント学会の活動目的にそった優秀な論文を審査対象とする。

2. 審査委員会

(1) 審査委員会の構成は、以下の通りとする。

- ・ 研究部会長
- ・ 編集部会長
- ・ 研究副部会長
- ・ 編集副部会長
- ・ 常任理事会が指名するもの3名

なお、上記の者は、当該論文の査読者でもよい。

(2) 当該年度に投稿された全ての研究論文の査読が終了した年度末に、研究部会長はすみやかに審査委員会を招集する。

(3) 審査委員長は、年度ごとに互選によって選出するものとし、連続2年をこえて就任することはできない。

(4) 審査委員会は、審査の分担、専門研究者への諮問の可否等、審査についての運営を行う。

(5) 審査委員会の庶務は事務局が行う。

3. 審査方法

(1) 受賞論文は、審査委員会による1次審査および最終審査を経て当該年度で2編以内を決定する。

(2) 1次審査は審査委員によって、以下の5点を基準に評価する。

- ①現状を的確に把握し、本論文の位置付け、目的、必要性が明示されているか (5点)
- ②論文の仮説が明確かつ適切であるか、目的に沿った仮説になっているか (5点)
- ③仮説の検証が十分になさせているか、検証不十分な所は無いのか (5点)
- ④論文の構成が、論理的か、適切に展開されているか (5点)
- ⑤その他、論文の新規性への評価、評価できる事項、懸念される事項の有無

(3) 最終審査は1次審査の評価結果を集計し、以下の3点を基準で選考する。

さらに、各委員の評点平均のバラツキの影響を確認し、審査委員でフリーディスカッションを行い、受賞論文を最終決定する。

- ①総合獲得点数
- ②総合獲得点数において最高得点を獲得した審査委員数。
- ③個別評価項目5項目の中で獲得した最低点の数が少ない。

4. 表彰

(1) 表彰は、学会誌発刊年度の会員総会において行う。

(2) 審査委員長は、会員総会において、審査の経過および結論を報告する。

(3) 受賞者の氏名、所属、受賞論文名は、全国大会会場において掲示するとともに、ニューズレターにおいて審査報告の概要を含めてすみやかに公表する。

(4) 受賞者には、賞状及び賞金5万円を授与する。

5. その他

当細則の改廃は、研究部会長および編集部会長の協議を経て常任理事会にて行う。

付則 この細則は、2003年6月18日から施行する。

2005.05.12 改定は、2005年5月12日から施行する。
2007.09.28 改定は、2007年11月30日から施行する。
2012.05.29 改定は、2012年06月01日から施行する。

以上